

見守り 新鮮情報



突然、**警告**がパソコン画面いっぱいに**表示**された。慌てて表示された連絡先に電話すると「パソコンが汚染されており、緊急を要する。電話を切らずに**プリペイド型電子マネー**で2万円を**支払え**」と指示された。すぐに

コンビニで2万円分購入し、番号を伝えたが「番号が間違っている。**再度**2万円分**購入**してきて」と言われ、再度購入し番号を伝えた。翌日「さらに2万円支払えば4万円返金する」と意味の分からないことを言われた。

(60歳代 女性)

偽警告表示 プリペイド型電子マネーで 支払わせる手口に注意

ひとこと 助言

番号を
伝えないで



見守るくん

- プリペイド型電子マネー（以下「電子マネー」という。）での支払いを指示する詐欺的な手口として「パソコンやスマートフォンに突然偽の警告画面を表示して慌てさせ連絡させる」というものが出てきています。
- カード番号だけで利用できる電子マネーは、番号を一度相手に伝えてしまうとお金を取り戻すことは非常に困難です。絶対に番号を伝えてはいけません。
- セキュリティ対策には、あらかじめ信頼できるセキュリティソフトをインストールしておく等の対応を行い、見慣れない警告画面の指示に従ってはいけません。
- 対処に困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等（消費者ホットライン188）や、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談したり、IPAのホームページを参考にしたりしましょう。

独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 情報セキュリティ安心相談窓口

電話：03-5978-7509

受付時間：10:00～12:00 13:30～17:00 土曜日・祝日・年末年始は除く

メールアドレス：anshin@ipa.go.jp

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第388号（2021年3月9日）発行：独立行政法人国民生活センター

■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

☎ 029 - 225 - 6445

常陸大宮市消費生活センター

☎ 0295 - 52 - 2185（直通）（本庁商工観光課内）

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。